

受理番号 第 59 号  
受理日 平成27年2月4日

国土建第248号  
平成27年1月30日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成27年4月1日より適用されることとなっております。

参 考

国土建第246号

平成27年1月30日

北海道開発局事業振興部長 殿  
各地方整備局等建設業担当部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしましたので、通知します。

貴職におかれましては、今後の事務処理に当たって遺漏なく取り扱われるようお願いいたします。

国土建第247号  
平成27年1月30日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知しましたので、参考までに送付します。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成27年4月1日より適用されることとなっております。